

中労委、昭62不再28、平元.2.1

命 令 書

再 審 査 申 立 人            学校法人 神戸弘陵学園

再 審 査 被 申 立 人        兵庫私学労働組合

主                            文

本件再審査申立てを棄却する。

理                            由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成元年2月1日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ㊟